

医療滞在ビザに係る身元保証機関となる旅行会社の登録基準

平成23年2月3日
外務省
観光庁

医療滞在ビザに規定される登録された旅行会社の登録基準を次のように定める。

(登録)

第一条 次条に掲げる要件を備える者の申請があった場合において、当該者を医療滞在ビザに係る身元保証を行う旅行会社として登録することができる。

2 登録された旅行会社は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに当該変更について変更の届出を行わなければならない。

(身元保証機関の登録要件)

第二条 登録の申請を行おうとする者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 1 旅行業法第六条の四第一項に規定する旅行業者であること。
- 2 次に掲げる業務の実績を有すること。
 - 一 過去一年間に、継続して外国人患者・受診者等（以下、「外国人患者等」という。）の国内医療機関への受入業務の実績があること。
 - 二 国内医療機関と外国人患者等の国内医療機関への受入業務に係る提携を有すること。
- 3 外国人患者等及び同伴者の国内医療機関への受入業務を取り扱う専管部署がある、又は専任者を置いていること。
- 4 外国人患者等の国内医療機関への受入業務の円滑な遂行のため、当該業務に必要な言語の使用能力を有する要員を配置できる体制を整えていること。
- 5 経営内容が健全であって、本件業務の取扱いが安定的に継続できること。
- 6 本邦内のいかなる場所で本件業務に係る緊急事態が発生した場合でも、迅速に対応することが可能な体制を確保し、関係機関への協力を行う等の支援体制を取ることが可能であること。
- 7 新たに登録の申請を行おうとする者（法人の場合は、当該法人の役員を含む。）が、過去において、外国人旅行者の不法入国、不法残留等に関与していないこと。
- 8 医療滞在ビザの適正な運用に必要な限度において、その業務に関し、関係省庁との連絡・調整を真摯に行うことを約すること。

(登録の申請)

第三条 第一条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書その他別途定める書類を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地

三 事業の経営上使用する商号があるときはその商号

四 主たる対応可能言語

(登録の取消し)

第四条 前条の申請内容に不実なものが含まれることが判明した場合は、登録後であっても登録を取り消すことができる。

2 登録後に、再審査により登録基準を満たさないことが認められた場合には、登録を取り消すことができる。

3 前二項の規定により、登録の取消しを受けた者は、登録の取消しを受けた日から起算して二年が経過するまでは、改めて医療滞在ビザに係る身元保証を行う旅行会社として登録の申請を行うことができない。

附 則

1 本基準は、平成二十三年二月三日から施行する。

2 本基準は、一年間を試行期間とし、必要に応じ見直しを行う。